



ご利用料金

① 短期入所 (1割負担の方)

自己負担額の利用例は、次の通りです。(あくまでも目安としてご参照ください。)

例 1

- ・介護保険分には、基本料金と利用期間の一般的な加算を加えた料金となっています。
- ・端数処理により金額が若干異なる場合があります。

第4段階 要介護3 4人部屋 7日間の短期入所を利用 リハビリを実施 基本セットの利用あり 往復送迎

		介護保険分	食費	居住費	教養娯楽費	特別部屋料	リース品	合計
第4段階	要介護3	10,349円	11,900円	2,590円	770円	0円	2,162円	27,771円

第4段階 要介護3 個室(A) 7日間の短期入所を利用 リハビリを実施 基本セットの利用あり 往復送迎

		介護保険分	食費	居住費	教養娯楽費	特別部屋料	リース品	合計
第4段階	要介護3	9,747円	11,900円	11,480円	770円	15,120円	2,162円	51,179円

例 2

第4段階 要支援2 4人部屋 3日間の短期入所を利用 リハビリを実施 基本セットの利用あり 往復送迎

		介護保険分	食費	居住費	教養娯楽費	特別部屋料	リース品	合計
第4段階	要支援2	4,028円	5,100円	1,110円	330円	0円	926円	11,494円

第4段階 要支援2 個室(A) 3日間の短期入所を利用 リハビリを実施 基本セットの利用あり 往復送迎

		介護保険分	食費	居住費	教養娯楽費	特別部屋料	リース品	合計
第4段階	要支援2	3,860円	5,100円	4,920円	330円	6,480円	926円	21,616円

1 基本料金 (1日当たりの介護保険給付の自己負担分、1割負担)

■ 短期入所療養介護 (1日当たり)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室	805円	877円	940円	997円	1,053円
4人部屋・2人部屋	885円	960円	1,023円	1,080円	1,136円

■ 予防短期入所療養介護 (1日当たり)

	要支援1	要支援2
個室	628円	770円
4人部屋・2人部屋	667円	824円

- ・従来型個室 → 介護老人保険施設介護予防短期入所療養介護費 I (ii)
- ・従来型多床室(4人部屋・2人部屋 → 介護老人保険施設介護予防短期入所療養介護費 I (iv)
- ・新潟市 → 法令による地域区分により介護保険単位数1単位は10.14円で計算しています。
- ・端数処理により金額が若干異なる場合があります。

2 加算料金（上記料金に、サービスの内容により加えられる料金）

送迎加算	187円/片道	入退所時に施設にて送迎を行った場合に加算
療養食加算	23円/日	施設医師の指示により、治療食を提供した場合に加算
緊急時治療管理加算	518円/日	施設内での緊急時対応（投薬・検査・注射・処置等）した場合に加算
サービス提供体制強化加算（I）イ	18円/日	介護福祉士が60%以上配置されている体制
特定治療加算	必要に応じ加算	
若年性認知症利用者受入加算	122円/日	利用者様の特性、ニーズに応じたサービスを行った場合に加算
個別リハビリテーション実施加算	243円/日	理学療法士等が個別リハビリを行った場合加算
重度療養管理加算	122円/日	要介護4・5の方に計画的な医学的管理を継続した場合に加算
認知症ケア加算	77円/日	日常行動に支障ある症状・行動のある方を専門棟で療養介護した場合
認知症・心理症状緊急対応加算	203円/日	認知症、心理症状が認められ医師が緊急入所が必要と判断した場合
夜勤職員配置加算	24円/日	利用者20名に対して1名を上回る夜勤職員配置をしている体制
緊急短期入所受入対応加算	91円/日	居宅サービス計画に位置付けられない緊急利用者受入をした場合
介護職員処遇改善加算（I）	所定単位数の3.9で計算	介護職員の処遇改善に伴う加算

- ・新潟市 → 法令による地域区分により介護保険単位数1単位は10.14円で計算しています。
- ・端数処理により金額が若干異なる場合があります。

3 食費・居住費

利用者負担段階		食費 (朝食400円、昼食700円(おやつ代含む) 夕食600円)	居住費(1日)	
			従来型個室	多床室 (2人、4人)
第1段階	負担限度額	300円	490円	0円
第2段階		390円	490円	370円
第3段階		650円	1,310円	370円
第4段階・第5段階		1,700円	1,640円	370円

特別室料	個室A	2,000円/日	課税対象
	個室B	1,500円/日	
	個室C	1,000円/日	
	2人室	500円/日	

- ・食費は、利用された分のみの徴収になります。
- ・居住費・食費の費用については、利用者と施設との契約によることが原則になりますが、所得の低い方（利用者負担段階が第1段階～第3段階に該当する方）については、負担の上限額（負担限度額）が定められ、居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

4 その他利用料金 1日の料金

（基本料金）

教養娯楽費（新聞、雑誌、レクリエーション材料費等）	110円
---------------------------	------

（加算料金）利用される場合に加算されます。

電気器具使用料（1点につき）	1日100円	課税対象
行事食加算（提供時のみ）	100～300円	
行事費（園外レクリエーション交通費等、希望者のみ） 人工肛門のストマ用器具（必要に応じて） 電話料金（個室分）	実費	

5 委託業者によるリース品、サービス

ケア・サポート（CS）セット

- ・基本セット 308円/日（税込）
- ・日常着セット 540円/日（税込）